Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

CCSBT–EC/2610/08

Review of SBT Fisheries and ERS Interactions
SBT 漁業と ERS との相互作用に関するレビュー
(EC 議題項目 4)

Purpose
目的

To provide an opportunity for discussion by Members on recent activities in the fishery.
最近の漁業活動についてメンバーが検討する機会を提供する。

Background
背景

All Members are requested to provide annual reports to the Compliance Committee (CC) and the Extended Commission (EC) in accordance with the template agreed at CC 19 and adopted at CCSBT 31 in 2024, which is available at:
全てのメンバーは、2024 年の CC 19 で合意され CCSBT 31 で採択されたテンプレート（以下のアドレスから入手可能）に従い、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に対する年次報告書を提出するよう要請されている。

（英語版）

https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/templates/Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx

（日本語版）
https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx

At the EC meeting, the annual reports will be assumed to have been read. This agenda item is for questions, comments and follow-up discussion from the CC in relation to the reports.
EC 会合においては、年次報告書は事前に読了されているものと見なされる。この議題項目は、報告書に対する質問、コメント及びフォローアップのための議論を行うものである。

The reports for this agenda item are provided as “CCSBT-CC/2610/SBT Fisheries” in the meeting document list.
本議題項目に対するメンバーからの報告書は、「CCSBT-CC/2610/SBT Fisheries」として本会合の文書リストに掲載されている。

In addition to the general review of SBT fisheries, a sub-agenda item has been included for Members to report on any projects they have conducted and for subsequent discussion in relation to these projects. Once more, these may have already been discussed as part of the preceding Compliance Committee meeting.
SBT 漁業に関する全体的なレビューに加えて、メンバーが実施したプロジェクトについて報告し、またこれらのプロジェクトについて検討するための小議題項目が設定されている。なおこれらのプロジェクトについても、直前に開催される遵守委員会の中で既に検討されている場合がある。

Proposed revisions to the template of the Annual Report to ERSWG and CC/EC
ERSWG 及び CC/EC に対する年次報告書テンプレート修正案

1. New sub-section on development in stereo video technology
ステレオビデオ技術の開発状況に関する新たな小項目

In 2025, "*the EC requested Australia and other Members to report developments in stereo video technology, including AI software and other technological developments that may have applicability to monitoring of transfers in SBT farms, as part of national reports to future meetings of the Compliance Committee and CCSBT 33*." (paragraph 53 of the report of EC32)
2025 年において、「*EC は、オーストラリア及び他のメンバーに対し、今後の遵守委員会及び CCSBT 33 会合に対する国別報告書の一部として、ステレオビデオ技術の開発状況（SBT 蓄養場での移送のモニタリングに適用できるような AI ソフトウェア及びその他の技術的進展を含む）について報告するよう要請した。*」（EC 32 報告書パラグラフ 53）

To ensure that this request is addressed within the Members' annual report, the Secretariat proposes adding a new reporting item "1.5 - Developments in stereo video technology" to Section 1 of the template for the Annual Report to CC/EC. The specific proposed amendments are provided in **Attachment A**.
この要請がメンバーの年次報告書の中で対処されるよう確保するため、事務局は CC/EC に対する年次報告書テンプレートの第一セクションに新たな報告事項「1.5－ステレオビデオ技術の開発状況」を追加することを提案する。具体的な修正提案は**別紙 A** のとおりである。

2. New sub-section on Ecologically Related Species (ERS)
生態学的関連種（ERS）に関する新たな小項目

The 16th Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG 16), held in Canberra as a hybrid meeting from 3-6 March 2026, recommended the EC to:
第 16 回生態学的関連種作業部会会合（ERSWG 16）は、キャンベラにおいて 2026 年 3 月 3－6 日にハイブリッド会合として開催され、EC に対して以下を勧告した。

> *"Establish a process to annually notify Member commitment to a seabird bycatch mitigation plan in identified high-risk areas to the Secretariat, starting reporting in 2027 including timeframes for implementation. The plan must include at least one of the above three options. This could include a new section of the annual report reviewed by ERSWG, and the Compliance Committee (CC) as appropriate, and added as new agenda items in ERSWG and CC meetings."*
> *「特定された高リスク海域における海鳥混獲削減計画に対するメンバーのコミットメントを事務局に対して毎年通知するプロセスを設立し、これを 2027 年の報告（実施時期を含む）から開始すること。同計画には、上記 3 つのオプションのうち少なくとも 1 つを含めなければならない。これには、ERSWG（及び必要に応じて遵守委員会（CC））がレビューする年次報告書への新規セクションを追加すること、また ERSWG 及び CC 会合の新たな議題項目として追加することが含まれ得る。」*

This recommendation (paragraph 65 of the report of ERSWG 16) will be discussed by the EC under Agenda item 9.2, together with other recommendations on seabird priority species and high-risk areas of seabird bycatch within CCSBT fisheries based on the outcomes from the CCSBT's Spatially Explicit Fisheries Risk Assessment (SEFRA) and on additional measures

to address high-risk areas of seabird bycatch using the recommended toolbox[1].
当該勧告（ERSWG 16 会合報告書パラグラフ 65）は、CCSBT 空間明示的漁業リスク評価（SEFRA）の結果に基づく優先度の高い海鳥種及び CCSBT 漁業における海鳥混獲高リスク海域、並びに海鳥混獲高リスク海域に対処するための勧告されたツールボックスを用いた追加措置に関するその他の勧告と合わせて、EC 議題項目 9.2 の下に検討される予定である。

If the EC agrees to establish this reporting process following the recommendation from ERSWG 16, the Secretariat suggests that Members notify their commitments to a Seabird Mitigation Plan on an annual basis by revising the template of the Annual Report to the ERSWG and CC/EC, as shown in **Attachment A** and **B** of this paper, respectively.
もし EC が ERSWG 16 からの勧告を踏まえた本報告要件の設立に合意する場合、事務局は、本文書**別紙 A** 及び **B** にそれぞれ示したとおり ERSWG 及び CC/EC に対する年次報告書テンプレートを改訂することにより、メンバーが海鳥混獲緩和計画に対するコミットメントを毎年通知することを提案する。

Next Steps
次のステップ

Considering that the report from the ERSWG and related ERS matters will be discussed under Agenda Item 9.2, the Secretariat recommends that the EC:
ERSWG からの報告及び ERS 関連事項は議題項目 9.2 において検討されることを踏まえ、事務局は EC に対して以下を勧告する。

1. Review and adopt the revised templates of the Annual Reports shown in **Attachment A** and **B**, with any necessary adjustments, subject to the EC's decisions on seabird priority species, high-risk areas of seabird bycatch, and additional measures using the recommended toolbox; and
 優先度の高い海鳥種、海鳥混獲高リスク海域及び勧告されたツールボックスを用いた追加的措置に関する EC による決定を条件に、**別紙 A** 及び **B** に示した年次報告書テンプレートの改訂案をレビューし、必要な調整を加えた上でこれを採択すること。
2. Add a new agenda item for future ERSWG and CC meetings on Members' commitments to their Seabird Bycatch Mitigation Plan in identified high-risk areas, subject to the EC's decision.
 EC による決定を条件に、将来の ERSWG 及び CC 会合において、特定された高リスク海域における海鳥混獲緩和計画に対するメンバーのコミットメントに関する新たな議題項目を追加すること。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

[1] Recommended toolbox in identified high-risk areas includes Option 1: Improving monitoring requirements (specified levels of EM or observer placement taking into account scientific literature) - XX% e-monitoring with XX% review rate, or XX% human observer placement; Option 2: Reducing effort in high-risk areas by XX% (e.g. spatial/temporal limits); and Option 3: Enhancing mitigation measures when operating in identified high risk areas (e.g. 'three out of three', hook-shielding devices, prioritising night setting), or establishing and delivering on a bycatch limit or rate – noting a minimum monitoring requirement if this option is selected. 特定された高リスク海域に関して勧告されたツールボックスは、オプション 1：モニタリング要件の改善（科学文献を踏まえた EM 又はオブザーバー配乗水準の設定）：レビュー率 X％の XX％電子モニタリング、又はオブザーバー配乗率 XX％、オプション 2：高リスク海域における漁獲努力量の XX％削減（例えば空間的／時間的制限）、オプション 3：特定された高リスク海域で操業する際の混獲緩和措置の強化（例えば「3 つの措置のうち 3 つの使用」、鈎針被覆装置、夜間投縄の優先）、又は混獲数制限又は混獲率制限の設立及び実施（ただし、このオプションを選択する場合は最低モニタリング要件を要することに留意）

別紙 A

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

（第3~~1~~回委員会年次会合（2026~~4~~年10月~~8~~10日）において修正）

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。１つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・CNM（すなわち EU）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。メンバー及び CNM は、提出時の漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される。

目次

ページ

1 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ 2~~3~~
1.1 今漁期に実現した改善事項 2~~3~~
1.2 極めて特殊な状況 2~~3~~
1.3 今後予定されている改善事項 2~~3~~
1.4 非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況 2~~3~~
1.5 ステレオビデオ技術に関する開発状況 2~~3~~

2 SBT 漁業及び MCS 2~~3~~
2.1 みなみまぐろ漁業 2~~3~~
2.2 SBT 漁獲量のモニタリング 5~~6~~
2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ） 6~~7~~
2.4 SBT の転載（港内及び洋上） 6~~7~~
2.5 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船（FV／CV）の港内検査 7~~8~~
2.6 SBT の貿易のモニタリング 7~~8~~
2.7 CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類 8~~9~~

3 別添 1 の各セクションに対する変更点 8~~9~~

別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために 用いる MCS 取決めの詳細 9~~10~~

1 SBT 漁獲量のモニタリング 9~~10~~
1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ） 11~~12~~
1.2 SBT の転載（港内及び洋上） 11~~12~~
1.3 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査 12~~13~~
1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方） 12~~13~~
1.5 SBT の貿易のモニタリング 12~~13~~
1.6 その他 13~~14~~

2 生態学的関連種に関する追加的報告要件 13~~14~~

附属書 1. CCSBT 許可船舶決議 15~~18~~

1　監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ

1.1　今漁期に実現した改善事項

今漁期に実現した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

1.2　極めて特殊な状況

現行漁期において、委員会の保存管理措置のいずれかにかかる非遵守に極めて特殊な状況が寄与したかどうかについてコメントすること。極めて特殊な状況が特定された場合、極めて特殊な状況にかかる説明、極めて特殊な状況により影響を受けた CCSBT の義務、及び極めて特殊な状況により発生したあらゆるリスクを軽減するためにメンバーによって取られた措置を記入すること。

1.3　今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

1.4　非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況

前回の遵守委員会会合で特定されたあらゆる非遵守について、それらを是正するために取られた措置を記入すること。

1.5　ステレオビデオ技術に関する開発状況

ステレオビデオ技術の開発状況（SBT 蓄養場での移送のモニタリングに適用できるような AI ソフトウェア及びその他の技術的進展を含む）に関する情報を記入すること。

2　SBT 漁業及び MCS

2.1　みなみまぐろ漁業

2.1.1　漁獲量及び国別配分量

直近に終了した 3 漁期における有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量を下表 1 に記入すること。

表 1. 有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量

A	B	C	D	E
漁期	有効漁獲上限[1]（トン）	当漁期に繰り越された漁獲枠（トン）	総漁獲利用可能量[2] (B+C)（トン）	帰属漁獲量[3]（トン）
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

[1] 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整分を加えた数量をいう。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) の欄を参照されたい。
[2] 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。
[3] 「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする: 商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）; 放流及び／又は投棄; 遊漁; 慣習的及び／又は伝統的漁業; 沿岸零細業業」

2.1.2　各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

直近に終了した 3 漁期における各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量を下表 2 に記入すること。特定の漁業種類における SBT 死亡量に関する情報が利用可能でない場合は、最善の推定漁獲量を使用すること。全ての数字をトン数で記入すること。

表 2. 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

漁業種類	SBT を主な漁獲対象とする商業漁業操業であるか否か			
	漁業種類 1:（漁業種類名）		漁業種類 2:（漁業種類名）	
漁期	国内配分量	死亡量（トン）	国内配分量	死亡量（トン）
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

漁業種類（続き）	放流及び／又は投棄		遊漁		慣習的及び／又は伝統的漁業		沿岸零細漁業	
	漁業種類 3:		漁業種類 4:		漁業種類 5:		漁業種類 6	
漁期	国内配分量	死亡量（トン）	国内配分量	死亡量（トン）	国内配分量	死亡量（トン）	国内配分量	死亡量（トン）

2.1.3　SBT 漁獲量（保持及び非保持）

直近に終了した 3 漁期における各漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内船団、遊漁、慣習的及び／又は伝統的漁業及び沿岸零細漁業）ごとの SBT 漁獲重量（トン）及び漁獲尾数を下表 3 に記入すること。報告データが利用可能でない場合は、最善の推定値を記入すること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類については、「保持 SBT」には船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」には海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」には蓄養いけすに活け込まれた SBT 及び曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量（トン）及び尾数の両方を括弧書きで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。

表 3. SBT 漁獲量（保持及び非保持）

漁期	保持・非保持 SBT							
	商業的漁業種類（重量はトン数）							
	漁業種類 1（漁業種類名）		漁業種類 2（漁業種類名）		漁業種類 3: 遊漁		漁業種類 4: 慣習的／沿岸零細漁業	
	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)								

2.1.4　漁業種類ごとの船舶の隻数

直近に終了した 3 漁期について、漁業種類ごとに、漁期及び SBT を漁獲した船舶の隻数を下表 4 に記入すること。

隻数を示すことができない場合は、最善の推定値を記入すること、

表 4. 漁業種類別隻数

	隻数			
	商業的漁業種類		漁業種類 3: 遊漁	漁業種類 4: 慣習的／沿岸零細漁業
漁期	漁業種類 1 （漁業種類名）	漁業種類 2 （漁業種類名）		
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

2.2 SBT 漁獲量のモニタリング

2.2.1 日次ログブック

i. 日次ログブックが義務でない場合は、日次ログブックが求められる SBT 漁業の割合を示すこと。

ii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否かを記入すること。従ったものとなっていない場合は、非遵守の内容について説明すること。

2.2.2 追加的な報告方法（RTMP 等）

i. 複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は報告方法ごとにそれが義務的要件であるか否か、義務でない場合は当該報告方法の対象となる SBT 漁業の割合を記載すること。

2.2.3 科学オブザーバー

i. 各漁業種類（例: はえ縄、まき網、商業用船及び国内船団）ごとに、直近に終了した 3 漁期において観察された SBT 漁獲量及び漁獲努力量の割合を下表 5 に記入すること。漁獲努力量の単位は、はえ縄では鈎針数とし、まき網では投網数とすること。

表 5. SBT 漁獲量及び漁獲努力量にかかるオブザーバーカバー率

漁期	漁業種類 1		漁業種類 2	
	観察漁獲努力量（%）	観察漁獲量（%）	観察漁獲努力量（%）	観察漁獲量（%）
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

ii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否かについて記入すること。従ったものとなっていなかった場合は、非遵守の内容について説明すること。さらに、他メンバーとのオブザーバー交換があったか否かを示すこと。

2.2.4 船舶監視システム（VMS）

直近に終了した漁期につきメンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、以下を記入すること、

i. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されたか？

ii. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されなかった場合は、非遵守の詳細及び今後の改善計画を示すこと。

iii. 自国船籍の 1) 漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国の VMS システムへの報告が義務付けられている隻数:
1) FVs:
2) CVs:

iv. 自国船籍の 1）漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国の VMS システムに実際に報告した隻数:
1) FVs:
2) CVs:

v. VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった措置。

vi. 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間。

vii. CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて実施された調査に関する説明（現時点までの進捗状況及び取られた措置を含む）。

2.2.5 洋上検査

直近に終了した漁期中におけるメンバーの取締船による SBT 許可漁船に対する洋上検査のカバー率（例:検査された SBT 航海数のパーセンテージ）を記入すること。

2.2.6 許可船舶に関する要件

附属書 1 に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

2.2.7 その他の漁業種類（例: 遊漁、慣習的漁業等）による SBT 漁獲量のモニタリング

その他の漁業種類における漁獲量をモニタリングするために用いたモニタリング手法の詳細を示すこと。

2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

直近に終了した 3 漁期において観察された曳航数の割合及び観察された曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送の割合を下表 6 に記入すること。

表 6. 曳航、いけすへの活け込み及びいけす間の移送のオブザーバーカバー率

漁期	曳航にかかるオブザーバーカバー率 (%)	移送にかかるオブザーバーカバー率 (%)
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)		

i. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画に関する最新情報を示すこと。

2.4 SBT の転載（港内及び洋上）

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に準じて、以下を報告すること。

i. 直近に終了した 3 漁期に洋上及び港内において転載された SBT の数量及び割合を下表 7 に記入すること。

表 7. SBT の転載（港内及び洋上）

漁期	洋上転載された SBT のキログラム数	*年間* SBT 漁獲量に対する洋上転載された SBT *の割合*	内転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する港内転載された SBT の割合
(例：2019 年 4 月－2020 年 3 月)				

ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船（LSTLV）のうち、直近に終了した漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。

iii. 直近に終了した漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

2.5 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船（FV／CV）の港内検査

直近に終了した 3 **暦年**に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船／運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を下表 8 に示すこと。

表 8. SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船に対する港内検査

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
(例：2019 年)				
	総数			

2.6 SBT の貿易のモニタリング

直近に終了した暦年又は前漁期に関して、

i. 暦年か漁期年かを示すこと。

ii. 検査された SBT 水揚げ数量の割合を示すこと。

iii. 検査された SBT 輸出量の割合を示すこと。

iv. 検査された SBT 輸入量の割合を示すこと。

2.7 CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 の規定に基づき、決議パラグラフ 5.8[4]に従って実施した監査のカバー率の水準及び種類に関する詳細、及び遵守の程度について記入すること。

3 別添 1 の各セクションに対する変更点

別添 1 に記入する最初の年でない場合は、別添 1 の各セクションに関して、前年から変更があったセクションを列記すること。

[4] *CDS 決議パラグラフ 5.8 は「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。*

別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細

1　SBT 漁獲量のモニタリング

SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及び IQ 制度については、各社･各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

漁業における漁獲量の監視方法の詳細を示すため、下表に記載すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、本別添セクション 1.1 で報告される曳航船は含まない）。

監視方法	説明
日次ログブック	*記入事項:* *i. 義務要件であるか否か。* *ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。* *iii. ログブックに記録された ERS の情報。* *iv. ログブックの提出先[5]。* *v. 提出スケジュール及び方法[6]。* *vi. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。* *vii. 適用される法令及び処罰。* *viii. その他関連する情報[7]。*

[5] *報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること*

[6] *特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。*

[7] *ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。*

追加的な報告方法（例：RTMP 等）	*複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。* *i. 義務的要件であるか否か。* *ii. 記録された情報（SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む）。* *iii. 報告の提出先と提出元（例：船長、水産会社等）[5]。* *iv. 提出スケジュール及び方法[6]。* *v. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。* *vi. 適用される法令及び処罰。* *vii. その他関連する情報[7]。*
科学オブザーバー	*記入事項：* *i. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。* *ii. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。* *iii. オブザーバー報告書の提出先。* *iv. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。* v. *その他関連する情報（改善計画、特に、カバー率を努力量の 10 %にするための手段を含む）。*
VMS	*i. メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、適用される法令及び処罰を示すこと。*
その他（例えば電子モニタリングの活用等）	

1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の曳航の要件となる観察。

ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の移送の要件となる検査・観察。

ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

(c) 上記（a）及び（b）について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）[8]、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報[7]。

1.2 SBT の転載（港内及び洋上）

(a) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。

ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。

iii. 指定寄港国との情報共有。

iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）[8]、回収するためのプロセス。

vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報[7]。

(b) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。

ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。

iv. 適用される法令及び処罰。

v. その他関連する情報[7]。

[8] *この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3 者）も含めること。*

1.3 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

(a) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。

(b) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。

1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方）

SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

(a) SBT 水揚げ指定港に関する規則。

(b) SBT の水揚げの要件となる検査（inspection）。

(c) SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。

(d) SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。

(e) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認（validating）[8]・回収プロセス。

(f) 適用される法令及び処罰。

(g) その他関連する情報[7]。

1.5 SBT の貿易のモニタリング

1.5.1 SBT の輸出

SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。

(a) SBT 輸出の要件となる検査（inspection）。

(b) SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。

(c) SBT 輸出量の記録を監視するシステム。

(d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（validating）[8]・回収プロセス。

(e) 適用される法令及び処罰。

(f) その他関連する情報[7]。

1.5.2 SBT の輸入

SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

(a) SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。

(b) SBT 輸入の要件となる検査。

(c) SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。

(d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。

(e) 適用される法令及び処罰。

(f) その他関連する情報[7]。

1.5.3 SBT の市場

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び／又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報[7]。

1.6 その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

2 生態学的関連種に関する追加的報告要件

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。

- *はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画*
- *サメ類保存管理のための国際行動計画*
- *漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン*

ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種[9]の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置[10]が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。

- *IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置*
- *WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置*
- *ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置*

[9] 海鳥、海亀及びサメを含む。

[10] これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

iii. *以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。*

- *CCSBT*[11]*:*
- *IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件*
- *WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件*
- *ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件*

(b) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(c) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

i. *混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。*

ii. *SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。*

(d) 高リスク海域における追加的管理措置

i. *特定された高リスク海域における海鳥混獲緩和計画（実施スケジュールを含む）を説明すること。ERSWG16 会合報告書パラグラフ 65 に記載した「ツールボックス」の 3 つのオプション*[12]*のうち少なくとも一つを含むこと。:*

ii. *海鳥混獲緩和計画に基づく全ての追加的管理措置が実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。*

~~i.~~iii. *海鳥混獲緩和計画に基づく全ての追加的管理措置が遵守されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの遵守に向けてどのような行動が取られたかを説明すること*

[11] *CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。*

[12] *2026 年において、EC は、特定された高リスク海域における海鳥類へのリスクをより良く理解及び低減するため、海鳥混獲にかかる高リスク海域に対応するべく以下のツールボックスの単独使用又は組み合わせによる追加的な措置を採択した。*

- *オプション 1：モニタリング要件の改善（科学文献を踏まえた EM 又はオブザーバー配乗水準の設定）：レビュー率 XX%の XX％電子モニタリング、又はオブザーバー配乗率 XX%*
- *オプション 2：高リスク海域における漁獲努力量の XX％削減（例えば空間的／時間的制限）*
- *オプション 3：特定された高リスク海域で操業する際の混獲緩和措置の強化（例えば「3 つの措置のうち 3 つの使用」、鈎針被覆装置、夜間投縄の優先）、又は混獲数制限又は混獲率制限の設立及び実施（ただし、このオプションを選択する場合は最低モニタリング要件を要することに留意）*

附属書 1. CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければなわない。

a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

別紙 B

生態学的関連種作業部会（ERSWG）への年次報告書の改定テンプレート

（CCSBT 26（2019 年 10 月 17 日）において改正）

1. 序
 - 締約国のミナミマグロ漁業の漁法についての一般的な記述（船団、水域及び時期別）。
 - 漁業/漁法別に捕獲される ERS の種類及び程度についての一般的な記述。

2. SBT 漁業のレビュー
 - 船団の大きさ及び分布（そのトレンドの簡潔な概要）
 - 漁獲量及び努力量の分布（水域及び船団別の漁獲量及び努力量の概要）

3. 船団ごと漁業のモニタリング
 - SBT 漁業船団にかかる最近のオブザーバー・カバー率の概要、及びオブザーバーによるデータ収集活動の概要
 - オブザーバーの活動以外のデータ収集活動の概要

4. 海鳥[1]
 - オブザーバーから報告された、偶発的に捕獲された海鳥の水域別及び船団別の CPUE 及び総数の概要並びに捕獲された海鳥の種別捕獲数リスト[2]
 - オブザーバー以外の情報源から得られた海鳥捕獲の概要

5. その他の対象外魚種 [1]
 - オブザーバーから報告された、サメ及び主要な対象外魚種の海域及び船団別の CPUE 及び総捕獲数の概要 [2]
 - オブザーバー以外の情報源から得られた対象外魚種捕獲の概要

6. 海産哺乳動物及び海産は虫類 [1]
 - オブザーバーから報告された、偶発的に捕獲された海産哺乳動物及び海産は虫類の総数の概要 [2]
 - オブザーバー以外の情報源から得られた海産哺乳動物及び海産は虫類捕獲の概要

7. 海鳥及びその他の種の混獲を最小化するための緩和措置

 実施中の措置
 - 各船団に対する義務的措置
 - 各措置の内容
 - 遵守モニタリング制度（すなわち、遵守レベルを判断する方法）
 - 各措置の遵守レベル
 - 各船団に対する自主的措置
 - 各措置の内容
 - 各措置を実施する船団の比率及びこの比率の決定方法

[1] この情報は、可能な場合には、種（学名を含む）ごとに提出すること。

[2] ERSWG9 は、メンバー及び協力的非加盟国はこのテンプレートの表 1 に掲げる情報を、今後 ERSWG に提出する国別報告書に含めるべきと勧告した。

- 高リスク海域における追加的管理措置
 - 特定された高リスク海域における海鳥混獲緩和計画（ERSWG 16 会合報告書パラグラフ 65 に記載された「ツールボックス」の 3 つのオプション[3]のうち少なくとも一つを含む）の内容
 - 海鳥混獲緩和計画の実施スケジュール

開発中/試行中の措置

- 開発中及び試行中の措置の内容
- 実施の中心となる機関
- 他の機関との協力関係があればその内容
- 最新の結果
- 翌年の開発/試行予定
- 完了及び ERSWG への報告予定時期

8. 広報及び普及啓発活動

広報活動

- メディアリリース
- パンフレット、ポスター、その他の図書資料
- 映像
- 講演等
 - 展示会
 - フォーラム、カンファレンス
 - 学校/大学の団体

普及啓発

- 乗組員、特に船長の訓練
- 漁業訓練生
- 技術者
- 管理者
- オブザーバー

情報交換

- 調査
- 教材
- 他の地域漁業機関
- 国際機関
- 非加盟国/地域
- 乗組員及び漁獲報告から得られた新しいアイデアのレビュー

9. 餌料種及び捕食種といった他の ERS に関する情報（混獲以外）

10. その他

- 非加盟国/地域の ERS に関連する漁業活動について得られた情報

[3] オプション 1：モニタリング要件の改善（科学文献を踏まえた EM 又はオブザーバー配乗水準の設定）：レビュー率 X % の XX % 電子モニタリング、又はオブザーバー配乗率 XX %；オプション 2：高リスク海域における漁獲努力量の XX % 削減（例えば空間的／時間的制限）；オプション 3：特定された高リスク海域で操業する際の混獲緩和措置の強化（例えば「3 つの措置のうち 3 つの使用」、鈎針被覆装置、夜間投縄の優先）、又は混獲数制限又は混獲率制限の設立及び実施（ただし、このオプションを選択する場合は最低モニタリング要件を要することに留意）。

11. IPOA 海鳥及び IPOA サメ類の実施状況
 - SBT 漁業に関連する NPOA の実施のために講じられた活動の説明。情報の更新及び最近の活動を中心に記載すること。

別添 1

ERSWG に提出する文書の概要

メンバーは、ERSWG 会合に提出する文書の概要を自身の国別報告書に記載しなければならない。

（CCSBT9 は、メンバーは ERSWG 会合に提出する文書の概要を自身の国別報告書に記載しなければならない旨規定している（CCSBT9 報告書パラグラフ 89））

表 1: CCSBT 漁業における ERS 総死亡量の推定に関する報告様式

国 _____ 年 （暦年） _____

		総漁獲努力量及び観察漁獲努力量[4]				観察捕獲数				混獲緩和措置を特定した観察漁獲努力量の割合								
階層 (*CCSBT 統計海区又はそれよりも詳細なもの*)	人によるオブザーバー / EM[5]	総漁獲努力量[6]	総観察漁獲努力量[6]	オブザーバーカバー率[7]	種[8]	捕獲の結果 (*個体数*)				TP + NS[9]	TP + WB[9]	NS + WB[9]	TP + WB + NS[9]	TP[9]	NS[9]	WB[9]	NIL	その他[10]
						保持（死亡）	投棄（死亡）	リリース（生存）	その他[11]									
合計																		

[4] 影付きのセル中の数値は、同階層内の全種のシートで同じ数値となる。

[5] OBS＝人によるオブザーバー、EM＝電子モニタリングとしてコードを記入。ERSWG は、EM が 10 % のオブザーバーカバー率要件に置き換わるものであるとの合意はないこと、及び EM の結果を報告するというオプションはこのような含意の示唆を意図したものではなく、専ら報告されたデータのソースを明確化することを意図したものであることを認識した。

[6] はえ縄の場合は鈎針数、まき網の場合は投網数

[7] はえ縄の場合は鈎針数のパーセンテージ、まき網の場合は投網数のパーセンテージ

[8] FAO のアルファベット 3 文字による種コードを使用すること。

[9] TP＝トリポール、NS＝夜間投縄、WB＝荷重枝縄

[10] 必要に応じて、その他の緩和措置のカテゴリ用に欄を追加すること。

[11] 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）のいずれの欄にも当てはまらないその他全ての捕獲数（例えば生存状況不明のリリース）